

**「(仮称) 横須賀市新環境基本計画」
(案)**

**令和3年(2021年)5月
横須賀市**

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的・計画の位置付け

(1) 計画策定の目的・経緯

本市では、1996年（平成8年）に「環境基本条例」を制定し、基本方針で示す施策の実現に向け、1998年（平成10年）8月に「環境基本計画」を策定しました。

その後も、必要に応じて「環境基本計画」の見直しや改定を行うとともに、分野別計画である「低炭素で持続可能なよこすか戦略プラン」や「横須賀すみどりの基本計画」など、関連計画との整合を図りながら、総合的な環境行政の推進に努めてきましたが、本市の環境を取り巻く情勢は日々大きく変化し続けています。

国際的には、2015年（平成27年）9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられるとともに、同年に「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において、パリ協定が合意されました。これらの情勢を受け、国内においても相互に関連・複雑化する環境・経済・社会の課題に対応すべく、第五次環境基本計画が閣議決定されるなど、環境問題に対する機運がこれまで以上に高まりを見せています。

本市においても、「海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」（令和2年9月）や「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」（令和3年1月）を行い、身近な環境課題や顕在化している地球規模の環境問題を解決していくために地域レベルでの取組が重要となっています。

また、みどり政策や気候変動への適応においても、自然の地形に沿った水系単位での治水対策を行う流域治水の考え方や、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラの考え方が重要です。

これらを踏まえ、前計画（横須賀市環境基本計画（2011～2021））の計画期間が令和3年度までで終了すること、また、本市を取り巻く環境問題や社会・経済情勢の変化に対応するため、2022年度（令和4年度）からの新たな計画として「（仮称）横須賀市新環境基本計画」を策定します。

(2) 計画の性格と役割

本計画は、横須賀市基本構想・基本計画が掲げる「（未来像）」を環境面から実現する分野別計画として、連携が必要な他の分野別計画と整合を図るとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

また、環境基本条例が掲げる基本理念を実現するために、各主体がパートナーシップを形成し、行動することが大切であるという視点から、本計画において目指す環境の姿を広く示すことにより、環境活動に取り組む各主体の共通認識となる役割を担います。

なお、これまで、「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」に基づき、推進してきた環境教育・環境学習については、本計画と統合し、新たな基本目標として掲げるとともに、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育促進法）」における行動計画として位置付け、環境教育・環境学習の更なる推進を図ります。

(3) 本市における計画の位置付けと他計画との関係

本計画において取り扱う環境分野は多岐にわたり、「みどり」や「地球温暖化対策」、「一般廃棄物」などについては、個別計画が策定され、各種課題に対応しています。

環境行政の推進にあたっては、本市の他の分野別計画との連携・調整が不可欠であることから、本計画における「施策の柱」に関連する個別計画を本計画の分野別計画として位置づけを行い、総合的な環境政策の推進を図ります。

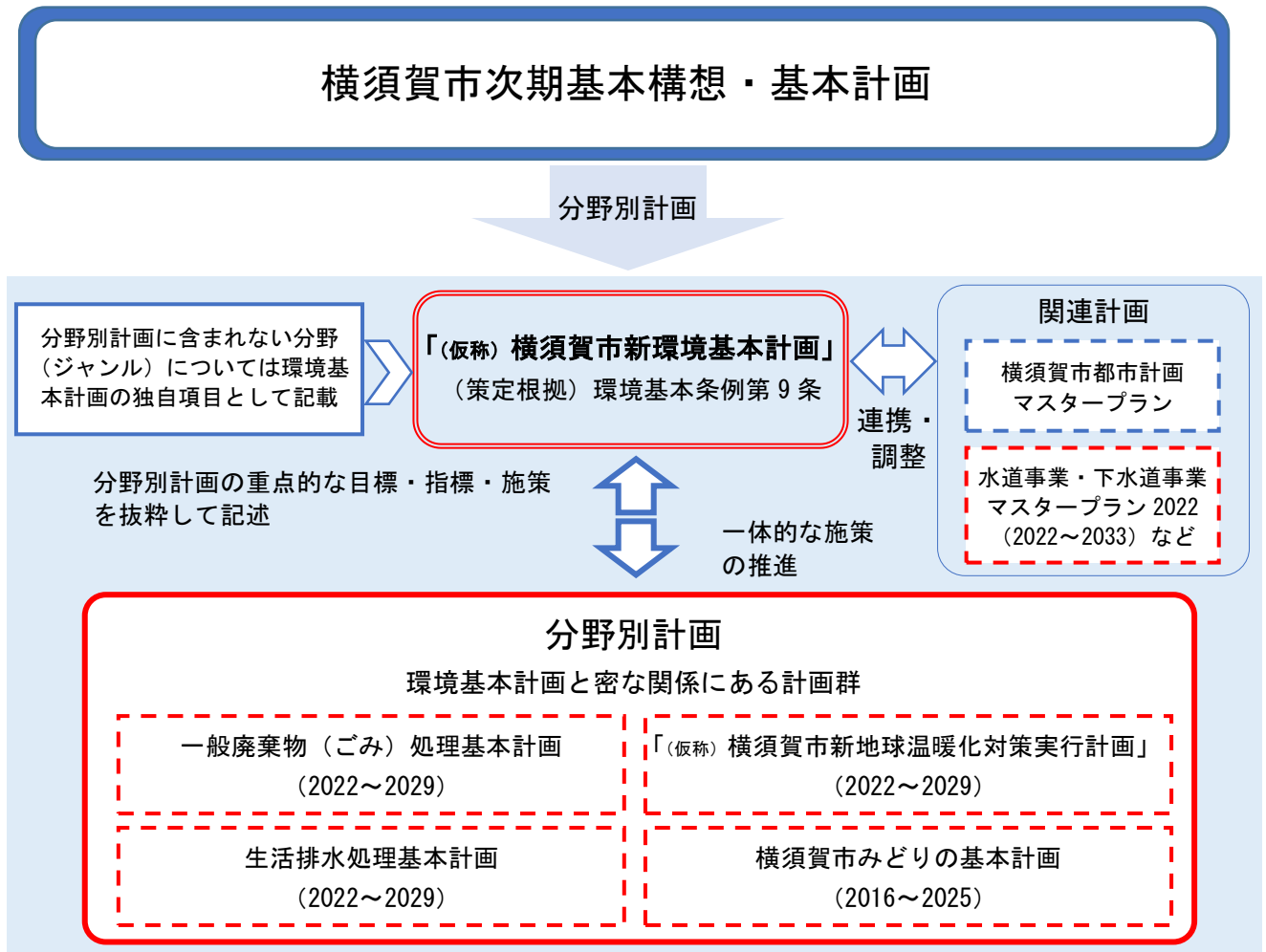


図1-1 計画の位置付け

2 計画の対象

(1) 計画の対象地域

本計画は横須賀市全域を対象とします。また、大気や水質、地球環境問題など、広域に対応することが望ましい事項については、周辺地域や県との連携も視野に入れた計画とします。

(2) 計画の対象範囲

本計画において取り扱う対象範囲は、以下のとおりです。

環境分野	対象範囲
自然環境・みどり	里地里山、森林（樹林地）、河川環境、海域環境、生物多様性、公園、緑地、自然とのふれあい、景観（歴史・文化的環境を含む）
温暖化対策・気候変動	地球温暖化対策（緩和策）、エネルギー対策、気候変動への適応（適応策）、防災
循環型社会・廃棄物	廃棄物、資源循環、食品ロス、プラスチックごみ対策（海洋プラスチックごみを含む）
生活環境	大気環境、水・土壌環境、化学物質、騒音・振動、光害
環境教育・環境学習	体験の機会・場、情報提供、普及啓発、人材育成、連携・協働

図1-2 計画の対象範囲

3 計画の期間

2022年度(令和4年度)から2029年度(令和11年度)

本計画の対象期間は、横須賀市基本構想・基本計画との整合を図り、2022年度（令和4年度）から2029年度（令和11年度）の8年間を計画期間とします。

なお、本市を取り巻く環境や社会経済情勢の変化をはじめ、本計画の基礎的条件に変化があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の構成

本計画は、計画の前提となる基本的事項を示した「第1章 計画の基本的な考え方」、本市の地形や人口動態をはじめとした概況や、これまでの本市を取り巻く環境の変化を示した「第2章 横須賀市の概況と環境の変化」、本計画で実現をめざす姿とその実現に向けた基本目標を定める「第3章 横須賀市がめざす環境像と基本目標」、第3章に掲げる基本目標の実現に向けた施策の方向を示す「第4章 基本目標の実現に向けた施策の展開」、計画全体を先導していく取組を示す「第5章 リーディングプロジェクト」、計画の推進および進行管理の体制を示した「第6章 推進体制・進行管理」の第1章から第6章で構成します。

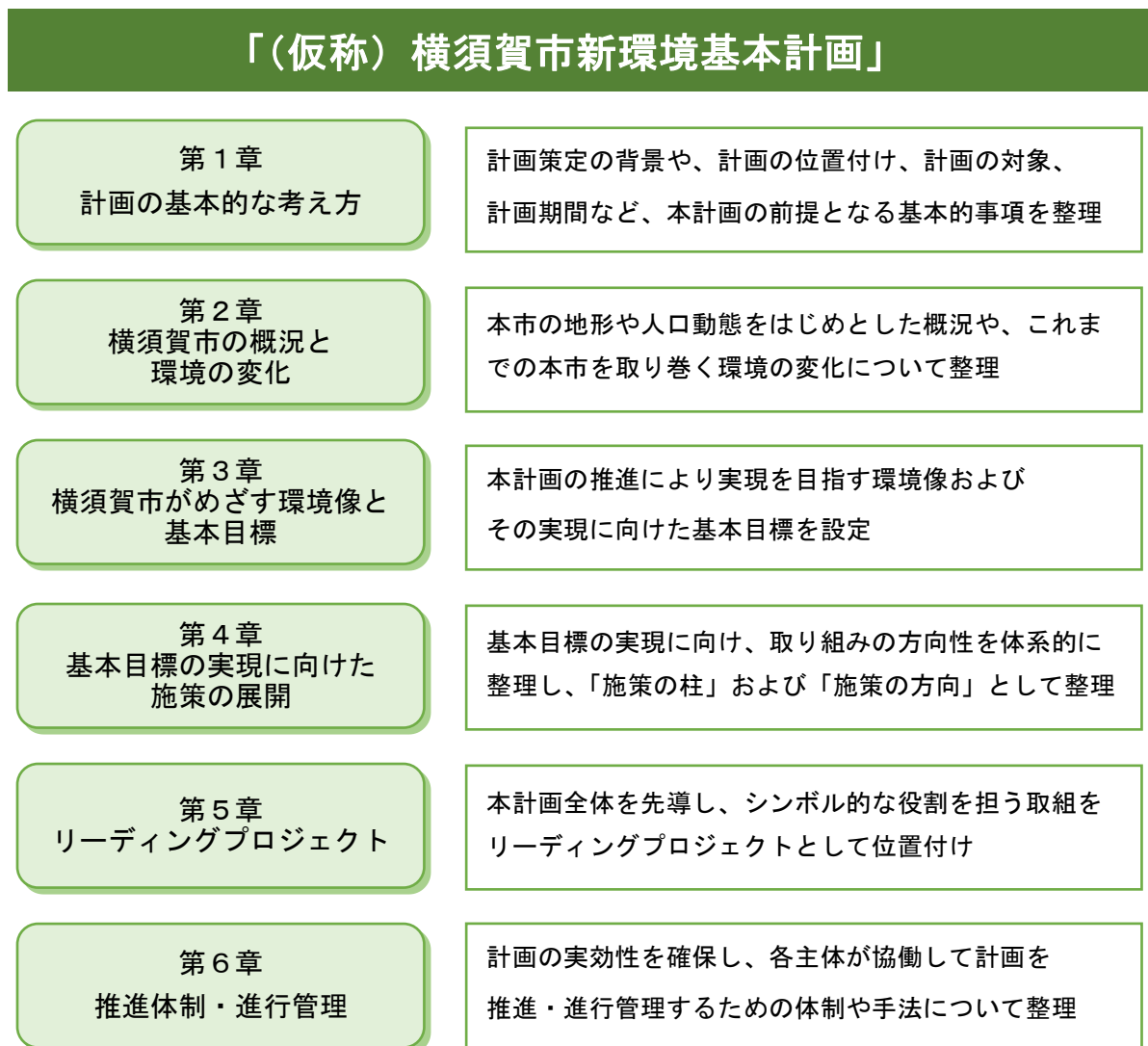


図1-3 環境基本計画の構成

第2章 横須賀市の概況と環境の変化

1 横須賀市の概況

(略)

2 横須賀市を取り巻く環境の変化

(5) 環境教育・環境学習

持続可能な社会を形成に向けた家庭、学校、職場、地域などにおける質の高い環境教育の実施を目的に、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」が制定され、環境教育等の指導者の育成や体験学習の場の確保が行われてきました。

また、環境保全だけではなく、社会や経済の視点から次世代も含む全ての人々により質の高い生活をもたらすことのできる開発や発展を目指した教育として、持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）を推進しています。

本市では、2008年（平成20年）に「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」を策定し、本市の豊かな自然環境における自然観察会や環境教育指導者による講演会、市民参加の研究発表会やワークショップなどのイベント、市民協働モデル事業の実施など、「人づくり」、「機会づくり・場づくり」、「情報提供・普及啓発」、「連携・協働」の4つの施策の方向に基づいて、幅広く環境についてふれあい、学ぶ機会や場を提供する環境教育・環境学習の事業を推進してきました。

さらなる取組の拡大・充実のために、これまでの機会や場の提供とともに、環境活動を指導・牽引できるリーダーを養成・育成することについての検討が必要です。

また、市民・市民団体・事業者や研究機関との連携による活動促進のための取組を推進していくことが求められます。

第3章 横須賀市がめざす環境像と基本目標

1 計画でめざす環境像

人と自然のやさしさが調和した環境を未来へつなぐまち よこすか

(1) 環境像とは

環境像は、環境に関するさまざまな課題の解決に向け、環境基本計画が目指す本市の環境の姿を平易かつ端的な言葉で表したものです。

また、本計画は、環境基本条例の基本理念である「現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを楽しむ横須賀の実現」を具体化し、横須賀市次期基本構想・基本計画で示されている未来像である「(未来像)」を環境面から実現するものとして、本市の目指す姿について、共通認識を示す役割を担うことを踏まえ、市民アンケートなどによる市民意見や国内外における環境政策の動向などを踏まえ、上記のとおり、本計画において目指す環境像を設定しました。

(2) 環境像の考え方

私たちは今日に至るまで、先人たちの努力により培われた産業や文化を育みながら、より便利でゆたかなものへ変化し、それに伴い、生活様式も大きく変化してきました。

しかし、生活の利便性や物質的なゆたかさのために、産業をはじめとした社会・経済活動のみならず、日常生活においても資源やエネルギーを消費し続けたことにより、環境への負荷を増大させた結果、地球規模の環境問題が顕在化しています。

これらの問題は、単一的なものではなく、環境的側面・経済的側面・社会的側面が複雑に関わりあっていることから、私たちは、社会・経済活動の基盤は自然資本（環境）であることを再認識し、あらゆる側面において、環境面へ配慮することが求められています。

また、私たちの生活は、生きていくために必要不可欠なきれいな空気、水、ゆたかなみどりや水辺環境など、様々な自然環境の恩恵を受けることで、成り立っていますが、自然は時として、大規模な自然災害による被害をもたらすことがあります。

こうしたことから、私たちは、あらゆる面で環境へ配慮することに加え、自然のもたらす恵みを損なうことなく将来世代へ引き継ぎ、自然の持つ脅威にも適応していくことが求められます。

本計画では、脱炭素社会への移行、循環型社会の構築、自然環境や生活環境の保全・改善などに関する取組を推進することにより、ひとりひとりが身近な環境の現状や変化に関心を持ち、先人から受け継いだ恵みゆたかな環境を損なうことなく、将来世代へ引き継ぐことのできる「人と自然のやさしさが調和した環境を未来へつなぐまちよこすか」の実現を目指します。

3 計画の基本目標

環境像達成に向け、取組を進める上での目標として、本計画では次の5つの基本目標を掲げます。

基本目標5：環境にやさしい社会の担い手を育むまちをめざします

環境教育・環境学習に誰もが参加することのできる機会・場づくりを推進するとともに、積極的に情報提供・普及啓発を行うことで環境への関心を高めます。

環境に配慮する意識を醸成し、自ら行動できる人づくりと各主体との連携・協働を推進することにより、各主体が一体となって環境保全に取り組む土壌を形成します。

基本目標 5

環境にやさしい社会の担い手を育むまちをめざします

(1) 基本目標でめざす姿と指標

①基本目標でめざす姿

現在、気候変動や生物多様性の喪失、海洋プラスチックごみをはじめとした海洋汚染など、地球規模の環境問題が多岐にわたり顕在化していることに加え、これらの問題は、複雑に関わりをもつことから、単一的な取り組みだけでは解決が困難になっています。

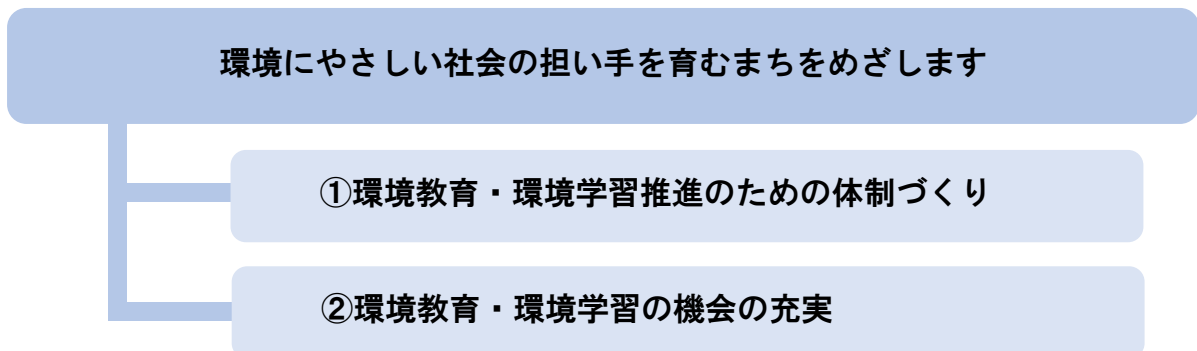
しかしながら、私たちは、先人から受け継いだゆたかな環境資源を将来の子どもたちへ引き継ぐ義務を有しており、将来世代のニーズを損なうことなく課題解決を図る必要があります。そのためには、ひとりひとりが環境に対する意識を持ち、自らが率先して環境に配慮した行動を実践することが重要です。

本市では、2008年(平成20年)3月に「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」を策定し、「人づくり」、「機会づくり・場づくり」、「情報提供・普及啓発」、「連携・協働」の4つのキーワードを掲げ、市民、市民活動団体、事業者、学校、地域、行政が各主体の役割を認識し、協働による環境教育・環境学習の推進に取り組んできました。

加えて、環境教育指導者の育成や、体験学習の場の確保を行い、環境保全だけでなく、社会・経済の視点から、次世代を含む全ての人々により質の高い生活をもたらすことのできる開発や発展を目指した教育として、持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)を推進することを目指しています。

あらゆる人が参加・利用できる環境教育・環境学習の機会や場づくりを推進するとともに、積極的に情報提供を行うことで、環境への関心を高め、知識を深める取り組みを推進します。環境に配慮する意識を醸成し、自ら行動することができる人づくりと各主体との連携・協働を推進し、各主体が一体となって環境保全に取り組む土壌を形成し、環境に配慮した行動に取り組むことができる次世代の社会を担う人材を育むことをめざします。


②施策の体系



③基本目標達成の目安となる指標

数値指標(指標は決まり次第このようにまとめたい)

②環境教育・環境学習の機会の充実

 市内の小学校で自然体験学習の機会を提供します:●か所

(2) 施策の柱ごとの方針

施策の柱① 環境教育・環境学習推進のための体制づくり

i これまでの取組と課題

あらゆる人への環境環境・環境学習を推進していくためには、各主体の連携・協働による地域における行動がとても重要です。地域の環境と密接に関わる市民や市民活動団体、事業者・研究所の各主体が、効果的な連携を図ることで、市全体としての環境保全の取組の高まりに繋がります。

市内では、多くの NPO、市民活動団体が環境美化や緑化活動などに積極的に取り組んでおり、環境活動を行っている市民ボランティアなどによる環境教育指導者の派遣や環境教育に活用・利用できる教材や情報の提供など、市民が環境保全活動に積極的に取り組めるような体制の構築を行ってきました。

今後も、知識の習得や理解にとどまらず、環境教育・環境学習を通じて、自ら行動し、持続可能な社会づくりへ主体的に参画できる人材の育成と活用を促進することが求められます。

また、環境保全に取り組む市民活動団体を地域に定着させ、市全体で環境保全活動に取り組む体制を構築するためには、各地域にて活動を指導・牽引するリーダーが必要です。本市においても、今後各地域で広く主体的な環境保全活動や環境学習を根付かせていくため、講習会などを通じてリーダーとなり得る人材を育成し、取組の輪を広げていくことが必要です。

図・グラフ等

ii 施策の方向と実現に向けた取組

① 自ら行動する人をはぐくみます

あらゆる人が環境に興味・関心を持ち、自ら行動できるよう、市で実施する環境教育・環境学習に関するイベントや講習会を開催します。また、小中学校の先生を対象とした講習会の開催など指導者となり得る人材を育成するため、指導者の登用および活用の拡大を図ります。また、持続可能な社会の担い手づくりとして、子どもたちや地域の人たちへESDを推進します。

② 各主体間の連携・協働を推進します

市内で活動するNPOや市民活動団体、事業者・研究所による情報交換や意見交換を通じた連携・協働によるネットワークの構築について検討するとともに、各主体との連携・協働による講習会や事業イベントの開催を検討します。

iii 市民・事業者ができること（例）

- 環境に関する専門的知識や経験を有する「環境教育指導者」の出前授業を受けてみましょう。
- 市や環境関連団体などが主催する講習会やイベントなどへ積極的に参加しましょう。
- グループで環境保全活動を企画して、実行してみましょう。

i これまでの取組と課題

環境保全に取り組むためには、一人ひとりの環境に対する意識の形成が重要となります。特にこれからの社会を担う子どもたちについては、郷土の環境へ愛着をもち、身近な環境問題への関心や、気づきを持つきっかけとなる機会が必要です。

本市では、保育園で地球温暖化や身近な自然について学ぶエコ育集会、小学校で学区の身近な自然を学ぶ観察会、市民を対象に環境への関心を深めてもらう「横須賀かんきょうフォーラム」の開催をはじめとし、その他、環境体験事業や講演会、ワークショップなどの様々な取組を実施してきました。

今後も、あらゆる人が環境教育・環境学習に主体として関わるきっかけづくりとして、環境に関する様々な体験や講座、イベントなどへ参画・参加する機会を充実させ、市民や事業者の活動を促進するために、持続的な活動を行う拠点や場の充実を図ります。

また、主体的な取組意欲を引き出すインセンティブの付与や、環境に関する様々な情報提供、市の取組の周知を併せて行うなど、主体的な参加意欲を育むための手法や工夫が必要です。



図・グラフ等

ii 施策の方向と実現に向けた取組

①環境教育・環境学習の機会・場の創出に努めます

環境へ興味・関心を持つためのきっかけづくりとして、市の環境を学び、体験する猿島自然観察会や里山的環境保全・活用事業、横須賀エコツアーなどの体験学習会を開催します。また、市が行っている環境保全活動に関する取組の周知や、市内にある自然・人文博物館・教育園をはじめとする多くの環境関連施設について環境教育・環境学習の拠点としての活用に努めます。

②情報提供・普及啓発を推進します

広報紙やインターネットなど、多様な媒体を通じた情報提供を行うとともに、「環境月間啓発イベント」や「横須賀かんきょうフォーラム」などのイベントの開催を通じて、楽しみながらより身近に環境保全活動に興味・関心を深める取組を推進します。

iii 市民・事業者ができること（例）

- 魅力ある自然観光資源を守りながら、身近にふれあうことができる横須賀エコツアーに参加しましょう。
- 子ども達が自然にふれあう機会を増やし、自然環境への興味関心を促進しましょう。
- 環境問題に関するニュースや市から出される環境に関する報告書を読んでみましょう。